

令和8年3月10日

第33回水俣市農業委員会

### 第33回水俣市農業委員会

- 1 開催場所 庁舎3階会議室ABC
- 2 開催日時 令和8年3月10日  
開会 9時30分  
閉会 10時20分
- 3 出席委員  
農業委員 14名 1番 坂本 隆司 君 8番 西本 和代 君  
2番 竹下 正治 君 9番 戸次 治夫 君  
3番 中村 清治 君 10番 稲田 祐市 君  
4番 金田一充章 君 11番 廣島 康雄 君  
5番 淵上 正嗣 君 12番 前田 仁 君  
6番 寒川 勝 君 13番 山下 隆敏 君  
7番 山内 英明 君 14番 鬼塚 浩三 君  
推進委員 12名 15番 宮森 功房 君 23番 松本 公昭 君  
16番 蒔元 政廣 君 24番 森下 義孝 君  
17番 竹本 義幸 君 25番 坂口 新一 君  
18番 嶋田 一成 君 26番 山口 初憲 君  
20番 中村 幸充 君 27番 古里 君廣 君  
22番 池田 郁雄 君 28番 山澤 親徳 君
- 4 欠席委員  
農業委員 0名  
推進委員 2名 19番 岡本 成道 君 21番 鐘ヶ江鼓子 君
- 5 議事日程  
第1 議事録署名委員の選出  
第2 議題103号 農地法第3条の許可申請について  
議題104号 農用地利用集積等促進計画(案)について
- 6 農業委員会事務局  
局長 山村 良一(欠席)  
主幹 遠山 悦史  
主任 山本 千夏  
主任 竹下 侑志(欠席)

<p>議 長 (坂本隆司君)</p>	<p>只今より、第33回水俣市農業委員会会議を開催いたします。 本日出席の農業委員は、14名です。 よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の会議は成立いたしました。 本日の署名委員は、14番、鬼塚委員、2番、竹下委員にお願いします。 なお、農地利用最適化推進委員は、12名です。 欠席者は、19番、岡本委員、21番、鐘ヶ江委員です。 報告事項に入る前に、農業委員会憲章を指名した委員に読み上げていただきます。 本日は、4番、金田一委員にお願いします。</p>
<p>4番委員 (金田一充章君)</p>	<p>農業委員会憲章 一つ、農業委員会は、暮らしと経営に役立つ情報の収集・提供に努め、活力ある農業と農村社会をめざします。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、報告事項について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、事務局。</p>
<p>事務局 (遠山悦史君)</p>	<p>報告事項について、御説明申し上げます。 報告事項(1)農地転用許可の取り下げと計画の変更について、でございます。 議案書は、1ページから2ページになります。 1件でございます。 転用者、土地の所在、転用許可の内容は、記載のとおりでした。 工期期間は記載のとおりでしたが、毎年度、工事期間の延期、体調不良との報告を受けていました。 今年度になって、転用者から右端の変更内容のとおり、許可の取り下げの相談、上申書の提出がありました。地区担当委員、県、農業会議にも取扱いを確認しましたところ、地目も畑のままであり、本人にも耕作の意思がありましたので、許可を取り下げて、農地として耕作・管理いただくことになりましたので、御報告申し上げます。 場所につきましては、2ページをご覧ください。 次に報告事項(2)合意解約通知について、でございます。 議案書は、3ページから4ページになります。 1件でございます。 貸人、借人、土地の所在等は、記載のとおりです。 解約の理由につきましては、他の人が借りることになったため、合意解約するものでございます。 場所につきましては、4ページをご覧ください。</p>

	<p>次に報告事項（３）農用地利用集積等促進計画の認可について、でございます。</p> <p>議案書は、５ページから９ページになります。</p> <p>新規が４件、所有権移転が１件でございます。</p> <p>令和８年１月９日の第３１回農業委員会会議で、熊本県農業公社から転借人等への農用地利用集積等促進計画（案）について、御審議いただき、農業公社へ計画作成を要請した農地になります。</p> <p>議案書記載のとおり、熊本県農業公社が転貸人となり、転借人への貸借について、令和８年２月１２日付けで、熊本県知事が認可いたしました。</p> <p>農業公社から受け手の所有権移転については、令和８年２月４日付けで、熊本県知事が認可いたしました。</p> <p>場所は、７ページから９ページをご覧ください。</p> <p>以上で、報告事項を終わります。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>報告事項が終わりましたので、只今より議事に入ります。</p> <p>議第１０３号、農地法第３条の許可申請書について、を議題といたします。</p> <p>関係委員の、説明をお願いします。</p>
１０番委員 (稲田祐市君)	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、１０番、稲田委員をお願いします。</p>
１０番委員	<p>議第１０３号、農地法第３条の許可申請について説明いたします。</p> <p>議案書は、１１ページをご覧ください。</p> <p>１番、２番ですが、譲受人が同じ方なので、続けて説明させていただきます。</p> <p>まず１番です。</p> <p>譲渡人、土地の所在は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>地目は、台帳現況共に畑。</p> <p>面積は、１，２３５㎡。</p> <p>申請理由は、売買による所有権移転です。</p> <p>申請地は、１２ページをご覧ください。</p> <p>譲渡人は、高齢で管理が出来ないために、誰かに譲渡したかったということで、申請されたようです。</p> <p>２番、譲渡人、譲受人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。</p> <p>地目は２筆あり、一筆が台帳は畑、現況は果樹、面積が１，１０８㎡。</p> <p>もう一筆は、台帳現況共に畑。面積は、１，６８８㎡。</p> <p>２筆合計で、２，７９６㎡となっています。</p> <p>申請理由は、贈与による所有権移転です。</p> <p>譲渡人は、近親者がいなくなり、管理できなくなったために、こ</p>

	<p>ちらも譲渡したかった、ということで申請されました。</p> <p>申請地は、13ページをご覧ください。</p> <p>現地調査を3月5日、譲渡人、譲受人、事務局2名、行政書士と私で行いました。</p> <p>周辺地域は、柑橘類のみかん等の農地がありまして、申請地1番、2番共に利用目的である柑橘類、みかんの栽培をされる予定で、現在整地の準備を進められています。</p> <p>譲受人は、申請地の近くこの農地に、みかんを栽培されており、推進委員で活躍されています。</p> <p>また、自営業の他に柑橘類、みかんですね。</p> <p>そちらのほうの栽培を行われていて、農業従事日数は、年間200日ほど、妻と息子の手伝いを受けながら従事されています。</p> <p>以上ですが、農地法第3条第2項の各号には該当しないために、許可要件は満たしていると思われまますので、御審議の程よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。</p>
	<p>(なしと言うものあり)</p>
議 長	<p>関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、ございませんか。</p>
	<p>(なしと言うものあり)</p>
議 長	<p>御質疑、御意見もないようですので、議第103号、農地法第3条の許可申請については、許可してよろしいですか。</p>
	<p>(異議なしと言うものあり)</p>
議 長	<p>御異議もないようですので、議第103号、農地法第3条の許可申請については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可書を交付することに決定いたします。</p> <p>次に移ります。</p> <p>議第104号、農用地利用集積等促進計画(案)について、を議題といたします。</p> <p>関係委員の説明をお願いします。</p>
2番委員 (竹下正治君)	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、2番、竹下委員をお願いします。</p>
2番委員	<p>議第104号、農用地利用集積等促進計画(案)の1番について、</p>

	<p>説明いたします。</p> <p>貸人、借人は議案書記載のとおりです。</p> <p>転貸人は、熊本県農業公社です。</p> <p>土地の所在は、記載のとおりです。</p> <p>面積は、2筆ありまして、6, 333㎡、18, 929㎡。</p> <p>始期終期は、令和8年5月1日から令和18年4月30日までの10年間です。</p> <p>利用目的は、果樹。</p> <p>借賃は、記載のとおりです。</p> <p>利用権の種類は、賃借権です。</p> <p>経営面積は、0㎡です。</p> <p>従事者は1名になっています。</p> <p>申請地は、16ページをご覧ください。</p> <p>3月5日に、宮森推進員と現地を見に行きました。</p> <p>転借人がおられ、消毒の作業中でした。</p> <p>一人で新規参入されるということで、今回、申請になりました。</p> <p>貸人は、姉夫婦に任せてあったということですが、もう出来ないということで、農業公社に相談をされて、今回の手続きになったということでした。</p> <p>まだ若い方ですが、一人で頑張っておられて、地元が県外だそうで、そちらに父が一人でおられ、こちらに来てもらいたいと、意欲を持ってやっておられます。</p> <p>依って、農地中間管理事業の促進に係る法律、第18条第5項の各要件を満たしていると考えますので、御審議の程よろしく願いいたします。</p>
6番委員 (寒川勝君)	はい、議長。
議 長	はい、6番、寒川委員にお願いします。
6番委員	<p>議第104号、農用地利用集積等促進計画(案)の2番について、説明いたします。</p> <p>15ページです。</p> <p>熊本県農業公社を転借人とし、貸人、転借人は議案書に記載のとおりです。</p> <p>土地の所在は、5筆あり、議案書に記載のとおりです。</p> <p>地目は、台帳、現況共に田です。</p> <p>面積は、5筆合計で4, 950㎡です。</p> <p>始期終期は、令和8年5月1日から令和13年4月30日迄の5年間となっています。</p> <p>利用目的は水稻で、利用権の種類は、使用賃借権です。</p> <p>借賃は無償となっています。</p> <p>申請地は、17ページをご覧ください。</p> <p>現地を見てきましたが、電柵も設置されていまして、田起こしも</p>

	<p>されてきました。</p> <p>道路端で、効率が良い所だなどと思いました。</p> <p>転借人は、県外出身だそうで、妻の両親が高齢ということで、20数年前に家族でこちらのほうに引っ越してこられて、今は農業をしておられます。</p> <p>自作面積は、5,462㎡、借入地が2,820㎡で主に水稻を栽培されています。</p> <p>農作業従事日数は、150日ということで、非常に頑張っておられ、地元にも溶け込んで、行事等にも積極的に参加されていると聞いています。</p> <p>依って、農地中間管理事業の促進に係る法律、第18条第5項の各要件を満たしていると考えますので、御審議の程よろしくお願いたします。</p>
議 長	担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。
	(なしと言うものあり)
議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。
	(なしと言うものあり)
議 長	<p>御質疑、御意見もないようですので、議第104号、農用地利用集積等促進計画(案)について、は承認してよろしいですか。</p> <p>また、農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画策定を要請してよろしいですか。</p>
	(異議なしと言うものあり)
議 長	<p>御異議もないようですので、議第104号、農用地利用集積等促進計画(案)について、は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしておりますので、本会の意見として、承認することに決定いたします。</p> <p>また、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項により、農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画策定を要請することを決定します。</p> <p>全提出議案の審議が終わりましたので、これをもちまして、第33回水俣市農業委員会会議を終了いたします。</p> <p>皆様、お疲れ様でした。</p>

水俣市農業委員会会議規則第7条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員